

第3編 公助

第1章 災害応急活動の体制づくり

第1節 防災組織、活動体制の整備

平常時から自らの組織動員体制及び資機材等の整備を図り、防災活動を実施するための拠点整備を通じて、関係機関と相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努めます。

対策名	担当	関係機関
1 災害対策本部機能の整備、強化	危機管理課、施設所管課	—
災害発生後も災害対策本部機能を確保するため、市は施設の構造体・建築非構造部材・建築設備の耐震化、OA機器や書棚の転倒防止対策、自家発電設備等の代替エネルギー、衛星携帯電話等の通信手段の確保に努めます。		
対策名	担当	関係機関
2 災害対策本部能力の向上	全ての課	—
市職員は、職員研修や図上訓練などの各種訓練等を通じて、防災意識の普及と災害対応能力の向上を図ります。		
☛災害対策本部 配備基準 P.1		
対策名	担当	関係機関
3 災害用資機材の確保・整備	危機管理課、維持課、上水道課、消防本部、伊勢総合病院	—
迅速かつ的確な応急対策実施のため、あらかじめ災害用資機材等を整備するとともに、保有資機材の点検を定期的実施します。		
対策名	担当	関係機関
4 応急対策従事職員用備蓄	職員課	—
災害応急対策に従事する職員は、市庁舎、災害現場、避難所などで業務に継続的に従事し、個人で調達することが難しいことから最低限の物資を備蓄します。なお、通常時から、職員に対して職場での個人備蓄を併せて推進します。		
対策名	担当	関係機関
5 緊急必要物資の供給	物資チーム、関係チーム	—
災害時における食料や生活必需品等の生活必要物資、資材、燃料等の供給を円滑に行うため、流通物資の提供に関する協定を締結するよう努めます。（基本法 86 条の 17）		
対策名	担当	関係機関
6 他市町村及び関係機関との連携体制の強化	危機管理課、消防本部	—
大規模な災害発生時には、防災関係機関と連携体制が重要であるため、他自治体との相互応援協定の締結を行うとともに、近隣市町、関係機関と連絡会議や訓練を通じて情報交換を行い、連携体制の強化を図ります。		
☛協定等一覧 P.144		

第2節 情報収集・伝達体制の整備

気象や災害に関する情報の伝達が的確に行われるよう、また、災害発生時に被害情報を収集し、県及び関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から情報収集伝達体制の確立に努めます。

対策名	担当	関係機関
1 通信手段の確保	危機管理課、消防本部	三重県
<p>市は、災害の初動期における情報連絡活動の重要性を認識し、情報収集伝達体制及び情報通信連絡体制の整備を推進するとともに、通信施設の運用体制の強化を図ります。また、気象庁や県等が提供する各種情報を活用し、情報収集伝達体制の強化に努めます。</p> <p>☛防災行政無線 P.569</p>		
対策名	担当	関係機関
2 情報収集伝達手段の強化	全ての課	—
<p>市職員は、職員研修や図上の訓練等を通じて、日頃から通信手段の活用方法、各種機器の操作方法の習熟に努めます。</p>		
対策名	担当	関係機関
3 情報の整理、分析	全ての課	—
<p>収集した情報を的確に応急活動に反映していくためには、入手した情報を的確に整理する必要があります。市ではGIS（地図情報システム）等の地理情報マップを作成し、的確な情報整理、分析を行います。（基本法第51条）</p>		
対策名	担当	関係機関
4 防災情報システム整備	危機管理課、関係課	—
<p>災害対応をより迅速に効率よく実施するために、社会情勢、法の改正等の状況を踏まえて被害情報一元化・共有機能、罹災証明書発行機能等を有する防災情報システム整備を検討します。</p>		

第3節 消防体制の整備

火災、爆発、地震、津波、風水害、その他の異常な自然現象による災害が発生し、又は発生のおそれのある場合において、これらの災害を予防し、警戒し、鎮圧するとともに、被害の軽減を図ります。

対策名	担当	関係機関
1 消防力の強化	消防本部	—
<p>「消防力の整備指針」に基づく拠点や消火栓、防火水槽等の消防施設の整備に努めます。また、火災等の災害拡大防止のため、消防車両等の資器材整備の充実を図ります。</p> <p>●消防関係団体 ①消防組織 P. 81 消防関係団体 ②消防施設の整備 P. 85 消防関係団体 ③化学消火薬剤保有現況 P. 85</p>		
対策名	担当	関係機関
2 火災予防対策	消防本部	—
<p>災害時に予想される出火危険を排除するため、火災予防啓発の実施、立入検査の強化、防火管理者の効果的な運用・再教育、施設管理者への指導に努めます。</p> <p>また、防火対象物の消防設備等の設置又は管理に不備が認められる施設に対しては、改善指導を行います。</p> <p>特定防火対象物は、防火管理者を選任し、当該防火対象物について消防計画の作成を徹底させ、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行うように消防機関を通じて指導するとともに、不備を発見した場合は設備改善の指導をします。</p>		
対策名	担当	関係機関
3 林野火災予防対策	消防本部	三重県、自衛隊
<p>林野火災が発生すると、地理的条件、気象状況等によって消火活動に困難をきたすため、関係機関等との調整を行い、空中消火及び消防用水の供給の要請体制の確立に努めます。</p> <p>●消防関係団体 ④林野火災対策備蓄機材（市保有） P. 85</p>		
対策名	担当	関係機関
4 海上災害予防対策	消防本部	海上保安庁
<p>海上における船舶の座礁、衝突、火災、沈没等の事故等による海上流出油等の災害を防止するため、関係機関と協力し、災害対策用資機材等の整備に努めます。</p>		
対策名	担当	関係機関
5 危険物施設等災害予防対策	消防本部	—
<p>危険物施設において火災、流出などの事故が発生すると、地域社会の人々に与える影響が極めて大きいため、危険物施設の立入検査を行い、危険物施設の設置・管理に不備が認められる施設に対して改善指導を行います。</p> <p>また、危険物保安監督者及び施設管理者への指導に努めます。</p>		

第3編 公助 第1章 災害応急活動の体制づくり

対策名	担当	関係機関
6 火災警報の発令	消防本部	—
<p>火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発します。</p>		

第4節 応急医療体制の整備

災害時には多数の傷病者の発生が予測されるため、県及び医師会等の関係機関と連携し、応急医療体制の整備を推進します。

対策名	担当	関係機関
1 初期医療体制の整備	医療保健チーム	伊勢保健所、伊勢地区医師会
<p>医療救護所の設置、救護班の編成、出動について、伊勢保健所や伊勢地区医師会と協議して、人的、物的な応援体制の計画を定めるとともに連絡体制や応援受入れ体勢の整備を推進します。</p> <p>☛救急告示医療機関 P. 551 市内病院及び診療所等 ①医療機関 P. 551 市内病院及び診療所等 ②助産施設 P. 553 市内病院及び診療所等 ③歯科医院 P. 554</p>		
対策名	担当	関係機関
2 広域的な医療体制の整備	医療保健チーム	伊勢保健所、伊勢地区医師会、伊勢地区歯科医師会、伊勢薬剤師会
<p>各関係機関の連絡と情報共有体制の確立を図るとともに、被災地外の病院への移送体制や災害派遣医療チーム（DMAT）等の受入れ体勢の整備、自衛隊、日本赤十字社、県内外の関係機関等の応援による広域的な協力連携体制の構築に努めます。</p> <p>☛災害拠点病院 P. 550 災害医療支援病院 P. 550</p>		
対策名	担当	関係機関
3 医薬品等の確保	伊勢総合病院	伊勢保健所、伊勢地区医師会、伊勢薬剤師会
<p>関係機関と連携し、災害発生時に必要な医薬品等の確保に努めるとともに、平常時から関連業者等との協力体制の整備を推進します。</p>		

第5節 避難収容体制の整備

災害から人命の安全を確保するため、避難所の選定を行い、計画的な避難対策の推進を図ります。

対策名	担当	関係機関
1 避難所の整備・選定	危機管理課、防災施設整備課	—
<p>「指定避難所」「津波緊急避難所」「福祉避難所」「避難生活施設」を指定し市民の皆さんに周知するとともに、「自治会避難所」を認定します。また、「津波緊急避難所」及び「福祉避難所」の更なる確保に向け、協定締結を推進していきます。</p> <p>☛指定緊急避難場所及び指定避難場所の内容 P.66 災害時指定避難場所一覧 P.67 福祉避難所 P.76 自治会避難所 P.77</p>		
対策名	担当	関係機関
2 避難所環境の整備	危機管理課、防災施設整備課、避難所チーム、医療保険課、施設管理者	—
<p>避難所の空調や情報通信設備、トイレなどの環境を整備し、食糧や資機材の備蓄を図るとともに、子どもや女性、高齢者等の要配慮者等の視点を考慮したスペースの充実に努めます。また災害時のトイレ対策として、災害用マンホールトイレを整備します。</p> <p>☛災害用マンホールトイレ整備箇所 P.92</p>		
対策名	担当	関係機関
3 避難誘導體制の整備	危機管理課、保育課、学校教育課、消防本部	伊勢警察署
<p>避難所、避難路等への案内、誘導標識の設置を推進し、平常時から避難先の周知を図ります。学校、保育園や、社会福祉施設等の避難行動要支援者が集う施設の管理者は、災害時に迅速に避難できるよう避難誘導體制や計画を定め、訓練等によりその周知を図るよう努めます。</p>		
対策名	担当	関係機関
4 避難所運営体制の整備	避難所チーム、危機管理課	—
<p>避難所運営を円滑に行うためには、施設管理者や地域住民、行政の担当者等が協働して対応することが必要です。そのため、避難所ごとの運営マニュアルを作成し、それに基づいた訓練を重ねていくことが重要です。</p>		
対策名	担当	関係機関
5 応急仮設住宅等の事前準備	住宅政策課	—
<p>災害によって住家が滅失し、自らの資力では住宅を確保できない被災者に対して迅速に応急仮設住宅が供給できるよう、事前に建築候補用地を調査、整理しています。</p>		

第6節 帰宅困難者対策の整備

大規模な災害が発生した場合、通勤・通学や来訪者、多くの観光客など**帰宅困難者**の発生が想定され、観光地や駅前等では混乱が見込まれます。また、外国人など災害の経験が少ない人々に対しても適切な対応が必要です。そのため、平常時から、民間施設や周辺地域、隣接市町、協定市、交通機関、さらに民間団体・事業者等との連携を強化し、災害時に適切かつ迅速な対応が取れるよう市の各部局が連携して、行動計画と連携体制づくりを進めます。

対策名	担当	関係機関
1 観光客への避難所情報伝達	観光振興課、観光誘客課、 市民交流課	観光関係団体
避難所等の防災情報を記載したパンフレットの配布の他、外国人観光客にも対応可能な多言語表記のツールの整備を推進します。		
対策名	担当	関係機関
2 交通情報の提供	交通政策課、観光振興課、 観光誘客課、市民交流課	国土交通省三重河川国道事務所、三重県、交通機関
災害発生時には、交通機関の途絶等により帰宅できなくなり混乱が生じることが想定されます。そのため、市では電力が停止した場合に備え、照明の確保や交通情報等の情報提供を行うことができるよう、自然エネルギー利用等を含めた設備管理や運用方法を構築していきます。また、外国人観光客に対応するための手段の一つとして多言語で対応が可能なツールの整備や、それを活用する知識の向上を図ります。		
対策名	担当	関係機関
3 一時滞在の受入れ施設確保	避難所チーム	—
災害発生時には、駅前や観光地周辺に多くの通勤・通学者や、観光客が滞留して混乱することが想定されることから、公共施設の把握及び調整を行うとともに、民間施設や関連団体・事業者と連携した一時的な受入れが可能な施設の支援体制づくりに向けて、協定等による環境整備を行います。		

第7節 緊急輸送体制の整備

大規模災害の発生に備え、災害に対する安全性を考慮しつつ関係機関と協議のうえ、緊急輸送ネットワークの形成を図るものとします。また、災害時に必要となる食料、生活必需品等の物資の調達・供給体制の整備を図るものとします。

対策名	担当	関係機関
1 緊急輸送道路の確保	維持課	三重河川国道事務所、三重県
<p>県は災害時の緊急輸送活動を円滑に行うため、施設の重要度により第1次から第3次までの区分を設定し、緊急輸送道路ネットワークを指定するとともに、市においては県の緊急輸送道路と一体となって機能する市域の主要施設、集落を結ぶ路線を緊急輸送道路として指定します。</p> <p>☛緊急輸送道路一覧 P. 86</p>		
対策名	担当	関係機関
2 交通規制	維持課	伊勢警察署
<p>警察は、災害発生後における管内の緊急輸送道路の確保をはじめ、隣接、近接各府県との相互協定により、緊急輸送道路を確保するための広域交通規制を実施する体制について習熟を図ります。また、緊急通行車両の通行を確保するための交通規制用装備資機材の整備や交通情報提供機能の強化を図ります。</p>		
対策名	担当	関係機関
3 効率的な緊急輸送のための措置	後方支援チーム、応急復旧チーム	三重河川国道事務所、三重県
<p>道路管理者は、災害時の道路啓開や道路上の障害物の除去、応急復旧等において、必要な人材や資機材を確保し、迅速かつ効率的に対応できるよう、建設業者等との協力関係の確保に努めます。市は、建設業者や運送業者等との協定締結、市所有車両の配備計画の作成を行います。</p> <p>☛協定等一覧 P. 144</p>		
対策名	担当	関係機関
4 臨時ヘリポートの確保	危機管理課、消防本部	伊勢警察署
<p>市は、災害時の救助救援活動や緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を活かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定及び整備に努めます。</p> <p>☛臨時ヘリポート一覧 P. 90</p>		
対策名	担当課	関係機関
5 緊急通行車両の事前届出	資産経営課	伊勢警察署
<p>災害時に緊急車両の確認を迅速かつ円滑に行うため、緊急車両の事前届出書を県公安委員会に提出し、届出済証の交付を受けておきます。</p> <p>☛緊急通行車両等の事前届出制度のフローチャート P. 90</p>		
対策名	担当課	関係機関
6 物資拠点における支援物資受入れ・配送体系の構築	危機管理課、防災施設整備課、物資チーム	伊勢志摩総合地方卸売市場(株)、他物流事業者
<p>支援物資を迅速・円滑に避難所に届けるため、物資拠点となる伊勢志摩総合地方卸売市場の受入れ、仕分け、配送の体系を構築します。</p>		

第8節 要配慮者の支援体制の整備

各地域における**要配慮者**等に対し、災害時に迅速かつ的確に対応できるよう、平時より要配慮者のための住民の自立と相互の助け合いを基調とする福祉コミュニティづくりやこれを支える保健、医療、福祉サービスの連携・供給拠点を体系的に整備するよう努めます。

対策名	担当	関係機関
1 避難行動要支援者の把握	高齢・障がい福祉課	—
<p>要配慮者のうち、要介護状態の高齢者や重度障がい者等、避難行動に支援を必要とする方を「避難行動要支援者」といいます。避難行動要支援者への支援においては、「自助」、「共助」、「公助」が一体となって取り組みを進める必要があることから、これらの支援を適切かつ円滑に実施する体制を整えます。また、「避難行動要支援者名簿」を作成するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努め、緊急時には関係機関で共有し対策を講じます。（基本法第49条の10、第49条の11）</p> <p>●避難行動要支援者対策 P. 49</p>		
対策名	担当	関係機関
2 避難行動要支援者制度の推進	高齢・障がい福祉課	—
<p>高齢者や障がいのある人など、災害時に支援が必要と思われる人(避難行動要支援者)のうち、自分や家族の支援だけでは避難することが困難な人の情報を、本人や家族などの同意に基づき「防災ささえあい名簿」に登録し、避難支援等関係者に平常時から提供することで、日頃の見守り活動や災害時の支援体制づくりに役立っています。</p> <p>●避難行動要支援者対策 P. 49</p>		
対策名	担当	関係機関
3 情報伝達・避難誘導體制の整備	避難所チーム、高齢・障がい福祉課	—
<p>要配慮者に対して適切な情報を提供するために手話通訳者等の把握、派遣・協力システムの整備、避難活動を円滑に行うためのマニュアル作成等の情報伝達体制を整備します。また、災害時に迅速かつ的確に避難行動要支援者が避難できるよう自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進します。</p> <p>また、洪水の浸水想定区域内の施設を把握し、河川の増水時に早期の避難を呼びかけることができる体制を整備します。</p> <p>●浸水区域内要配慮者利用施設 P. 53</p>		
対策名	担当	関係機関
4 女性や子どもに配慮した防災対策の強化	子育て応援課、市民交流課	—
<p>被災時における男女ニーズの違い等、男女双方の視点や子ども、高齢者の視点に立った防災活動に十分配慮するよう努めます。</p> <p>●協定等一覧 P. 144</p>		
対策名	担当	関係機関
5 外国人対策	市民交流課	—
<p>災害発生時に言語の不自由さや防災意識の異なる外国人が孤立せず、災害時に的確な対応ができるように、外国人の視点に立った防災対策の実施に努めます。</p>		

第9節 食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄、調達

県の被害想定に基づき整備計画を作成するとともに、防災資機材及び救助物資の備蓄、流通備蓄の推進並びに備蓄倉庫の整備を図ります。

対策名	担当	関係機関
1 個人、地域の備蓄推進	危機管理課	—
<p>自らの身の安全は自らが守ることが防災の基本であることを周知し、大規模災害に備えた最低3日分（7日以上推奨）の食料や飲料水等の家庭内備蓄と、災害時に迅速に持ち出すための非常持出品の準備について啓発・普及を図ります。</p>		
対策名	担当	関係機関
2 市の備蓄の推進	危機管理課	—
<p>市に想定される南海トラフ地震の被害想定に基づき作成した備蓄計画に基づき、計画的な配備に努めます。避難所における感染症対策用の物品についても備蓄を行います。また、備蓄物資を計画的に点検し災害発生時にその機能を十分発揮できるよう努めます。 また、物資や機材の管理は「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用します。</p>		
対策名	担当	関係機関
3 必要物資調達体制の整備	全てのチーム	—
<p>災害時に迅速かつ円滑に必要な物資を調達し、避難者に提供できるよう、関係業界団体との協定の締結に努め、連携体制の構築と訓練の実施に努めます。</p> <p>☛協定等一覧 P.144</p>		
対策名	担当	関係機関
4 物資管理体制の構築	物資チーム	—
<p>災害時に、市の備蓄物資や、プッシュ型を含む支援物資の入出庫管理及び避難所等への配送を適切かつ円滑に行うため、物資拠点の運営を物流事業者等へ委託します。 また、物資や機材の管理は「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用します。</p>		
対策名	担当	関係機関
5 備蓄倉庫の整備	防災施設整備課	—
<p>備蓄物資及び防災資機材を保管するために備蓄倉庫を計画的に整備するとともに、公共施設の空きスペース等の利用により備蓄物資等の保管場所の確保に努めます。</p> <p>☛備蓄倉庫一覧 P.7</p>		

第10節 保健衛生・防疫体制の整備

災害が発生した場合に必要な防疫対策、保健衛生対策、遺体への対応等の活動を迅速かつ的確に行うための備えを推進します。

対策名	担当	関係機関
1 感染症対策	医療保健チーム	伊勢保健所
<p>災害時の衛生や安全に関わる事項や、避難所における衛生管理対策について市民の皆さんに周知を図ります。</p> <p>●協定等一覧 P.144</p>		
対策名	担当	関係機関
2 保健衛生対策	医療保健チーム	伊勢保健所、三重県
<p>災害時の保健活動、健康相談を適切に実施するための体制を構築します。また、感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病など、過去の災害の避難所で発生した問題と対処、予防方法について周知を図ります。</p>		
対策名	担当	関係機関
3 こころのケア対策	教育チーム、医療保健チーム	伊勢保健所、三重県
<p>災害時には、被災した現実や慣れない長期にわたる避難所生活などから誰もがストレスがたまり、強度の不安、抑うつ、イライラなどのストレス反応を示し精神的に不安定になる可能性があります。このため関係機関と連携し発災直後からこころのケアチームを編成し活動できる体制の確立に努めます。</p>		
対策名	担当	関係機関
4 遺体対応	環境衛生チーム	伊勢警察署、伊勢地区医師会
<p>迅速かつ的確に遺体対応を行うため、検視・検案の実施体制、火葬場の維持管理体制、火葬に関する他市町村との協力体制等の確立に努めます。また、遺体安置所候補場所の選定、必要物品の調達計画、広域応援の要請について整理しておきます。</p>		
対策名	担当	関係機関
5 し尿処理対策	環境衛生チーム	伊勢広域環境組合
<p>し尿処理については、応援要請に関するマニュアルの作成、応急処理方法の検討を行います。</p>		
対策名	担当	関係機関
6 災害廃棄物対策	環境衛生チーム	伊勢広域環境組合
<p>災害時に発生する廃棄物の処理を適正かつ迅速に行い、早期復旧に資するため、最大の被害想定に基づいた「伊勢市災害廃棄物処理計画」に基づき対応を行います。（基本法第86条の5）</p>		

第11節 防災教育の推進

災害時の混乱防止と被害を最小限度にとどめるため、市民の皆さん等を対象に、防災思想・防災知識を普及啓発するとともに防災意識の向上に努めます。

対策名	担当	関係機関
1 市民に対する普及	危機管理課	—
市民の皆さんが正しい知識に基づいた的確な判断で行動できるよう、資料の配布や講習会、訓練を通じて防災意識、知識の向上に努めます。		
対策名	担当	関係機関
2 児童生徒に対する普及	保育課、学校教育課	—
災害の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、各学校（園）においては地域コミュニティとの関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関や自主防災組織等と協力した防災訓練の実施に努めます。（基本法第47条の2）		
対策名	担当	関係機関
3 事業所に対する普及	危機管理課	—
事業所の防災意識の高揚を図る等、啓発活動、講習会を行うとともに、地域の防災訓練への積極的な参加を呼びかけるなど、防災に関するアドバイスをを行います。		
対策名	担当	関係機関
4 防災センターの利用促進	危機管理課	—
防災について子供から大人まで「見て」「体験して」楽しく学べる防災体験学習室の利用と、防災研修室、防災多目的ホールの活用により、防災センターが「もしも」の災害に対応できる防災に関する知識と技術を身につける「市民防災学習の場」となるよう努めます。		

第12節 災害ボランティア活動の支援体制の整備

市と市社会福祉協議会は、災害ボランティア活動を迅速かつ的確に支援することができるよう、常設型の災害ボランティアセンターを設置し、平常時より災害ボランティア活動の支援及び育成に努めます。

対策名	担当	関係機関
2 災害ボランティア活動の支援	市民交流課	市社会福祉協議会等
<p>災害ボランティアセンターは、市民の皆さんへセンターの取り組みを周知するとともに、災害ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等、災害ボランティア活動支援に関することを幅広く行います。</p>		
対策名	担当	関係機関
1 災害ボランティア支援体制の整備	市民交流課	市社会福祉協議会等
<p>市と市社会福祉協議会は、災害時に迅速に被災者支援に関する情報収集や、災害ボランティアの募集、受入れ、活動の調整等が実施できるように、常設型で災害ボランティアセンターを設置します。また、スムーズな受援を行えるよう、他組織や災害系NPOとネットワークを構築します。</p>		
<p>☛ボランティアの受入れ体制 P.94</p>		
対策名	担当	関係機関
3 災害ボランティアの育成	市民交流課	市社会福祉協議会等
<p>災害ボランティアセンターは、他の被災地支援活動の参加機会の提供、災害ボランティアコーディネーターの養成等、災害ボランティア活動やセンター運営を行うための人材育成に取り組みます。</p>		

第13節 被災者生活支援

被災者の生活の再建支援のためには、迅速に罹災証明書を交付することや被災者台帳によるきめ細やかな支援が必要不可欠です。こうした課題に対応するため、被災者支援のためのシステムの整備に努め、復旧・復興を通じた被災者支援体制を構築します。

対策名	担当	関係機関
1 被災者台帳の整備	生活再建チーム	—
<p>個々の被災者の被害状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成を必要に応じて行い、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めます。(基本法第90条の3、基本法第90条の4)</p>		
対策名	担当	関係機関
2 罹災証明書の交付体制の整備	生活再建チーム、消防チーム	—
<p>災害時に罹災証明書の交付が迅速に行えるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めます。</p> <p>また、火災時においても罹災証明書の交付が迅速に行えるよう、火災調査員の育成を行い、罹災証明書の交付に対し組織的な実施体制の整備に努めます。</p>		
<p>●協定等一覧 P.144</p>		

第14節 訓練計画

災害時に迅速かつ的確に対応できるよう、市民の皆さん、防災関係機関、近隣市町等と連携し、各種災害に関する実践的な訓練を実施します。訓練後は、訓練における課題を検証し、今後の防災体制や活動等の改善に取り組みます。

対策名	担当	関係機関
1 津波避難訓練	危機管理課	—
伊勢市人口の約半数は理論上最大規模の津波浸水想定区域に居住していることから、 津波警報、大津波警報 が発表された場合には、多くの方が避難行動を実施することになります。この手順、持ち出し品、家族等との避難先などを確認するため津波からの避難訓練を実施します。		
対策名	担当	関係機関
2 関係機関との合同訓練	所管課	—
大規模災害時に、関係機関や隣接市町との連携により迅速かつ円滑に応急対策を実施し、被害を最小限に抑えることができるよう、平常時より課題を抽出し、関係機関や隣接市町等と合同で訓練を実施します。		
対策名	担当	関係機関
3 市民、学校、事業所等の訓練	所管課	—
地域、学校、病院、社会福祉施設、事業所、交通機関等において、災害時に起こりうる状況を想定した各種訓練を実施するよう呼びかけます。		
対策名	担当	関係機関
4 市職員の訓練	危機管理課	—
災害時における応急対策が迅速かつ適切に行えるよう、各種災害を想定した実践的な実動訓練や図上訓練等、参加者の判断力と実行力を強化する訓練を実施します。		
対策名	担当	関係機関
5 土砂災害に関する訓練	監理課	—
土砂災害防止対策基本方針に基づき、土砂災害警戒情報の発表を想定した 避難指示 の発令や土砂災害を想定した救助訓練等を行います。		
対策名	担当	関係機関
6 水防に関する訓練	維持課、消防本部	—
水防法 に基づき、年に1回以上、一般住民や関係団体等を参加させ、水防思想の高揚、避難、立退き等の訓練に努めます。		

第15節 防災に関する調査研究の推進

災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因及び被害想定調査の実施や、防災まちづくりに関する研究を推進します。

対策名	担当	関係機関
1 調査研究体制の整備	危機管理課	気象庁、三重県、研究機関
国、県、研究機関等と連携し、調査研究体制の整備に努め、地域の実情に応じた総合的かつ一体的な防災活動の実施を図ります。		
対策名	担当	関係機関
2 防災に関する資料の収集及び分析	危機管理課	気象庁、三重県、研究機関
本市の過去の災害による被害を調査研究するとともに、近年全国各地で発生する大規模な地震や風水害による被害や、東日本大震災や紀伊半島大水害等の教訓と課題を国、県、研究機関等と連携して調査研究し、今後の防災対策に活かします。		

第16節 業務継続に備える

大規模な地震・津波災害の発生により市役所機能が低下する中であっても、市民の皆さんの生命・身体及び財産を保護し、生活への影響を最小限とするよう、迅速に災害対応業務を開始するとともに、最低限の行政サービスを維持しつつ、可能な限り早期に通常業務を復旧させます。

対策名	担当	関係機関
1 災害時優先業務の選定	全ての課	—
<p>災害時には、限られた人員の中で平常時と同様の業務を行うことはできません。また、直ちに対応を行わないと、人命や財産に関わる業務も多くあることから、積極的に通常業務を休止し災害対応を実施する災害対策本部要員として職員を派遣する必要があります。この状況の中でも継続する必要がある業務を、業務復旧目標時期から選定し実施します。</p>		
対策名	担当	関係機関
2 人員の確保	職員課	三重県
<p>発災直後には、本来必要な職員数を満たすだけの参集人員が不足しており、災害時優先業務の遂行に支障を来すことが予測されます。この不足分を補うため、横断的な人員調整や不足する人員分の応援要請を行います。</p>		
対策名	担当	関係機関
3 庁舎、設備の対策	総務課、施設管理課	—
<p>業務を遂行するためには、事前に電力や情報システムなどの設備を確保しておくことが重要となり、災害時優先業務の継続に必要な設備や環境について不足や課題を整理し対処します。また、トイレットペーパー等の日用品についてはローリングストックを行い、いつ発災しても業務が継続できる状態にします。</p>		
対策名	担当	関係機関
4 停電時の対策	全ての課	—
<p>多くの災害時優先業務を実施するために電力が不可欠なことから、定期的な非常用発電機の点検を実施します。また、情報システムが使用できない場合に備え代替手段を検討しておきます。</p>		
対策名	担当	関係機関
5 浸水対策	全ての課	—
<p>市役所本庁舎をはじめ多くの公共施設が河川、津波の浸水想定区域内に所在していることから、重要書類やデータを浸水で損なうことがないように移設、バックアップを行います。</p>		
対策名	担当	関係機関
6 断水対策	職員課	—
<p>職員が継続して事務を行うために断水時のトイレ用水、飲料水を予め備蓄します。また、食糧、飲料水については職員の職場備蓄も啓発し推進します。</p>		
対策名	担当	関係機関
7 通信対策	全ての課	—
<p>電話やインターネットが途絶した際の代替手段として、衛星携帯電話やトランシーバー等を整備し多重の対策を行います。また、使用方法について適宜訓練を実施し職員の習熟度の向上を図ります。</p>		

第2章 災害に強いまちづくり

第1節 都市の防災機能強化計画

風水害・地震・大規模火災等に強い都市を形成するため、建築物等に対する対策、土木施設に対する対策、公園・街路など防災空間の確保、良好な住環境整備など、都市の防災機能の強化を図ります。

対策名	担当	関係機関
1 都市構造の強化	所管課	—
<p>災害に強い都市構造の形成を図るため、地震・津波、風水害等、想定される災害特性に配慮し、伊勢市総合計画や伊勢市都市計画マスタープラン等において、土地利用の誘導や、道路、公園等の整備を位置づけ、災害に強いまちの形成を図ります。</p> <p>☛市道の整備、公共空地の整備 P.94</p>		
対策名	担当	関係機関
2 建築物等に対する対策促進	所管課	—
<p>災害に対する公共建築物、民間建築物、文化財等の建築物の安全性を高めるため、特に耐震診断が義務化された一定規模以上の大規模建築物や避難路沿道（第1次緊急輸送道路）建築物の耐震化を図り、災害時の被害拡大を防止します。また、防災活動の拠点となりうる建築物や要配慮者利用施設等の耐震化や、浸水想定区域外への移転、老朽危険空家対策等を実施し、災害対策の促進を図ります。</p> <p>☛公共施設の整備 P.95</p>		
対策名	担当	関係機関
3 道路・橋梁の対策促進	維持課	三重河川国道事務所、三重県
<p>道路・橋梁は震災時の避難、救援・救護、消防活動等の動脈となり、火災の延焼を防止するオープンスペースとしても多様な機能を有します。このため、防災効果の高い道路の整備及び橋梁の耐震性の向上等を図ります。</p>		
対策名	担当	関係機関
4 地籍調査及び効率的な手法導入推進基本調査の促進	用地課	国土交通省中部地方整備局
<p>市が事業主体となる地籍調査及び国が事業主体となる効率的な手法導入推進基本調査を促進し、被災後における迅速な復旧・復興をするため、まちづくり等の再編に不可欠な土地に関する基本的な情報（境界点の測量座標値及び現況測量座標値等）を整備し、災害に備えます。</p>		

第2節 治水防災計画

災害による治水施設における被害を予防し、被害が生じた場合であってもその拡大を最小限にとどめるとともに、二次被害を防止するため、必要な事業及び施設の整備に努めます。

対策名	担当	関係機関
1 河川・排水路対策	基盤整備課、維持課	三重河川国道事務所、三重県
<p>市内の河川・排水路の実態を把握し、災害発生の危険が予想されるものについては改修事業の実施に努めます。また、国管理河川、県管理河川については国・県に改修の要望を行い、河川の決壊又は氾濫の防止に努めます。また、地域住民の自助による浸水被害の軽減を図るため、内水ハザードマップを公表します。</p>		
<p>●市内河川の整備目標 P. 95</p>		
対策名	担当	関係機関
2 ため池対策	農林水産課	三重県
<p>市内のため池台帳のデータベース化により、県とオンラインによる情報共有を図ります。また、決壊時の影響範囲から防災重点ため池を設定し、県と連携して、改修計画を立てるとともに、ハード整備と併せて浸水想定区域図、ハザードマップの作成などのソフト対策の推進を図ります。</p>		
<p>●老朽ため池 P. 96</p>		
対策名	担当	関係機関
3 公共下水道雨水施設の整備	下水道建設課、下水道施設管理課	三重河川国道事務所、三重県
<p>風水害時に被害の拡大を防ぐよう公共下水道の維持、点検に努めます。また、公共下水道区域の整備済及び整備中の地区以外においても浸水等の被害が生じる地域があるため、調査や検討を行い、浸水対策に努めます。</p>		

第3節 港湾、漁港、海岸施設防災計画

沿岸による海岸施設における被害を予防し、被害が生じた場合であってもその拡大を最小限にとどめるとともに、二次災害を防災するため、必要な事業及び施設の整備に努めます。

対策名	担当	関係機関
1 海岸保全対策	農林水産課、監理課	三重河川国道事務所、三重県
<p>三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画等に基づき、高潮津波波浪対策による生活基盤の安全性の確保、海岸侵食の防止、海岸環境の保全を図るとともに、現在防護を必要とする海岸の保全区域内の施設について整備を促進します。</p>		
対策名	担当	関係機関
2 港湾・漁港対策	農林水産課、監理課	三重河川国道事務所、三重県
<p>港湾においては、宇治山田港湾整備を促進し、防災面を考慮した港湾整備を進めます。漁港は、施設の老朽化状況を調査し、施設の改良・更新による長寿命化を図ります。また、漁船や漁具等を台風、高潮、波浪等から防除するため、漁協、漁業者と連携し、移動や撤去の措置を講じます。</p>		
対策名	担当	関係機関
3 海岸保全施設の整備	農林水産課、監理課	三重河川国道事務所、三重県
<p>市域内の海岸保全施設において災害発生の危険性が予想されるものについて、高潮や津波等により被害が生じるおそれがある地域を重点として、整備促進に努めるよう国や県に要望します。また、市が管理する施設の整備推進に努めます。</p>		
対策名	担当	関係機関
4 浸水予防対策	基盤整備課、維持課	三重河川国道事務所、三重県
<p>集中豪雨、高潮及び異常潮位等による低地帯の浸水災害を防止するため、排水路等の整備や排水能力の向上を図るとともに、津波や高潮による災害防止のための防潮堤整備、水門・陸閘等の点検整備に努めます。</p>		

第4節 土砂災害予防計画

地すべり・土石流・がけ崩れ等の土砂災害等予防対策を県に要望するとともに、市民の皆さんの警戒避難体制の確立に努めます。

対策名	担当	関係機関
1 砂防対策	監理課	三重県
水源山地の溪間における砂防えん堤の築造、中流部における流路の整備を県に対して要望します。 ●山崩れ・がけ崩れ注意箇所 ③砂防指定地内の溪流 P. 98		
対策名	担当	関係機関
2 地すべり対策	監理課	三重県
地すべり等防止法に基づき、県に対して地すべり対策事業の促進を要望します。また、地域住民に対する危険性の周知と防災知識の普及、集中豪雨等に対する警戒避難体制の確立を図ります。 ●山崩れ・がけ崩れ注意箇所 ⑤地すべり危険箇所 P. 104		
対策名	担当	関係機関
3 土石流(山津波)対策	監理課	三重県
砂防法に基づき、県に対して荒廃の著しい溪流等に関して順次防災工事の促進を図るよう要望します。また、地域住民に対する危険性の周知徹底と防災知識の普及、集中豪雨等に対する警戒避難体制の確立を図ります。 ●山崩れ・がけ崩れ注意箇所 ⑥土石流危険溪流 P. 104		
対策名	担当	関係機関
4 急傾斜地崩壊対策	監理課	三重県
急傾斜地の崩壊による災害防止法に基づき、県に対して急傾斜危険箇所の防災工事の促進を要望します。また、地域住民に対する危険性の周知徹底と防災知識の普及、集中豪雨等に対する警戒避難体制の確立を図ります。 ●山崩れ・がけ崩れ注意箇所 ④急傾斜地崩壊危険箇所 P. 98		
対策名	担当	関係機関
5 土砂災害警戒区域等における対策	監理課	三重県
土砂災害防止法に基づき、県は区域指定及び土砂災害防止対策に必要な調査を実施します。土砂災害警戒区域等に指定された場合は、県による指定区域内の建築規制や、ハザードマップの作成による地域住民に対する危険性の周知徹底と集中豪雨等に対する警戒避難体制の確立を図ります。 ●県が指定する土砂災害(特別)警戒区域 P. 106		
対策名	担当	関係機関
6 山地防災対策	農林水産課	三重県
集落に接近した山地の災害防止、荒廃山地の修復促進等の実施を積極的に県に要望します。 ●山崩れ・がけ崩れ注意箇所 ①山腹崩壊危険地区 P. 97 山崩れ・がけ崩れ注意箇所 ②崩壊土砂流出危険地区 P. 98		

第5節 宅地災害予防計画

宅地造成工事及び危険な既成宅地のがけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊、調整池の堤防決壊等の災害を未然に防止するため、都市計画法に基づく開発許可制度や宅地造成等規制法により、安全かつ良好な宅地の確保に努めます。

対策名	担当	関係機関
1 危険宅地等の保全対策	都市計画課	三重県
土砂流出、擁壁崩壊等、宅地に危険を及ぼすような状況を発見した際には、県等の監督機関に対して改善勧告を行うよう要請し、危険宅地の解消を図ります。		
対策名	担当	関係機関
2 液状化対策	危機管理課	三重県
液状化予測図などの液状化についての情報を提供し、周知に努めます。		

第6節 上下水道施設災害予防計画

災害による上下水道の被害を最小限にとどめ、速やかに復旧するため施設の整備、増強を推進するとともに、応急復旧用資材の備蓄及び応急復旧体制の整備を図ります。

対策名	担当	関係機関
1 重要施設の耐震性強化及び耐水化	上下水道部	三重県
災害による被害を最小限に抑えるため、重要施設の耐震性強化及び耐水化を図ります。		
対策名	担当	関係機関
2 維持管理体制の強化	上下水道部	—
被害を最小限にとどめ、早期に復旧できるよう施設の巡視点検、台帳整備、機器の診断等日常点検の強化に努めます。		
対策名	担当	関係機関
3 応急復旧用資機材の整備	上下水道部	—
災害時を想定し、応急復旧資機材の整備・備蓄を推進するとともに、各水道事業者間の連携強化を推進します。		
対策名	担当	関係機関
4 給水体制の強化	上下水道部	—
災害時には、県、県内市町と連携し、水道施設が被災した場合の給水体制を確立します。また、緊急用水の確保、耐震性貯水槽の整備や円滑な給水活動を行うための資機材の備蓄に努めます。		
●協定等一覧 P.144		

第3章 災害発生・活動体制の立ち上げ

第1節 災害対策本部の設置

災害を防御し、又は応急的救助を行う等被害を最小限度にとどめるための組織を確立します。大雨や洪水等の風水害や南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合には、防災関係機関は迅速かつ効果的な災害応急対策が実施できるように本部を設置します。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
1 災害対策本部機能の設置・設営	全てのチーム						
<p>災害から市民の皆さんの生命・財産を保護し、より対策の推進が必要な場合、速やかに伊勢市防災センターに災害対策本部を各チーム設営のもと設置し、情報収集、応急対策等を実施します。また、地震や津波により本部設置が伊勢市防災センターで不可能な場合は、代替施設として市役所本庁舎東館5階に災害対策本部を設置します。（基本法第23条の2）</p>							
2 災害対策本部会議の実施	企画チーム、情報チーム						
<p>災害対策本部会議を実施し、災害対策本部の活動の基本方針、時間帯ごとの活動目標や重要かつ緊急の応急対策に関する協議等を行います。また会議では情報を共有するとともに、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行います。</p>							
3 配備体制の決定	企画チーム、情報チーム、後方支援チーム						
<p>本部長は、災害の規模、種類、被害発生状況等を考慮し、職員の配備体制の基準に基づき、応急対策を迅速かつ的確に進めるために必要な実施体制を決定します。なお、第3配備（非常体制）以外の配備体制は目安とし、実際の動員は各チームでローテーションを考慮し必要な人員を招集します。</p>							
4 動員及び参集	全てのチーム						
<p>配備体制の決定に基づき、応急対策に必要な職員を速やかに動員します。また、職員は所定の場所に参集し、組織体制を確立します。後方支援チームは職員の参集状況、時点ごとのリーダーの報告を受け、組織全体の参集状況を把握します。</p>							
5 災害対応の進行管理	企画チーム						
<p>各チームが実施する災害対応の進行管理を行い、全体の進捗を把握します。また、進捗状況を客観的に把握し、遅れがある場合は対応チームと今後の方針を企画します。</p>							

関係資料

- ☐ 伊勢市災害対策本部条例 P. 572
- ☐ 災害対策本部 配置基準 P. 1

第2節 情報の収集・伝達

風水害、竜巻、豪雪等の異常な自然現象や地震・津波等が発生した場合、また大規模事故等が発生した場合には、気象状況等から市への影響を予測し、被害発生時期や現象の規模等の情報収集を行い、速やかに応急対策を実施できるよう伝達します。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後	3時間	24時間	3日	7日	1ヶ月
		～ 3時間	～ 24時間	～ 3日	～ 7日	～ 1ヶ月	～
1 状況の把握	情報チーム、教育チーム、消防チーム、応急復旧チーム						
<p>災害発生に備え、気象条件等を考慮し、気象庁及び県からの情報や本市が所有する各種システムからの情報等を整理・分析し、今後の本市への影響を予測します。また、大規模事故発生時には、職員を現場へ派遣し状況を把握します。</p>							
2 市民への伝達	企画チーム、情報チーム						
<p>津波の注警報や特別警報が発表された場合には、防災行政無線やメール配信サービスなど多様な手段で市民の皆さんに伝達します。</p>							
3 外部への情報発信	情報チーム						
<p>伊勢市だけでは災害対応が不可能な場合、報道機関やホームページ等を通じ、地域外へ市内の状況を発信し、防災関係機関・民間企業・ボランティアなど多様な支援を求めます。</p>							
4 被害情報の収集	全てのチーム						
<p>被害情報の収集方針に基づき、被害状況を迅速かつ的確に収集・伝達することにより、災害の全体像及び進捗状況の把握に努めます。（基本法第51条）</p>							
5 被害情報の記録	情報チーム						
<p>各チームが収集した情報を、災害の記録としてまとめることができるよう、写真、映像を含め整理します。</p>							
6 被害状況の集約・分析	企画チーム						
<p>種類別実施された被害情報を集約し、災害の全体像の把握、被害の進捗状況の分析及び今後の予測を行います。</p>							
7 県・関係機関への被害状況の報告	企画チーム、情報チーム						
<p>県、関係機関に対し、集約結果を迅速に報告します。また、特に重要なものは電話等で関係機関に報告します。</p>							

関係資料

- ☛ 気象庁が発表する特別警報・警報・注意報の基準 P. 45
- 気象庁が発表する地震・津波に関する情報の内容 P. 46
- 県が発表する情報の内容 P. 47
- 各段階で収集する情報の種類 P. 117

2 主な連絡先となる関係機関等と役割

連携先	役割
国土交通省	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣
三重県	被害情報の収集・集約
伊勢警察署	被害情報の収集・集約
西日本電信電話(株)	被害状況や復旧見込みの情報提供
中部電力パワーグリッド(株)	被害状況や復旧見込みの情報提供
東邦ガス(株)	被害状況や復旧見込みの情報提供
携帯電話事業者	被害状況や復旧見込みの情報提供
公共交通事業者	被害状況や復旧見込みの情報提供

第3編
公助

3 被害情報収集の役割分担

収集する被害情報		担当チーム
①人的被害	死者、 行方不明者、 重傷者、 軽症者等の把握	一般住民 市職員 幼稚園児・児童・生徒 教職員 保育園児ほか福祉施設入所・通所者
	生活再建チーム	
	後方支援チーム	
	教育チーム	
	教育チーム	
②家屋被害	一般建物の全壊、半壊、一部損壊、床上・床下浸水等の状況	避難所チーム
③その他被害	農林業施設、農林産物及び家畜の被害状況	生活再建チーム
	商工業施設の被害状況	農林水産課
	危険物施設の被害状況	商工労政課
④公共施設被害	医療施設の被害状況	消防チーム
	学校・社会教育施設の被害状況	医療保健チーム
	文化施設・文化財等の被害状況	教育チーム
	社会福祉施設の被害状況	施設管理課
	し尿、一般廃棄物処理施設の被害状況	施設管理課
	その他公共施設の被害状況	環境衛生チーム
⑤土木構造物被害	土木構造物の被害状況（河川、橋梁、道路等）	施設管理課
	上下水道施設の被害状況	応急復旧チーム
⑥ライフライン被害	鉄道・バス等の被害状況	上下水道チーム
	電気・電話・ガス等の途絶等の状況	応急復旧チーム
⑦その他	火災発生状況	情報チーム
	避難収容施設の開設状況	消防チーム
	救護所の開設状況	避難所チーム
	河川、ダム、港湾、砂防、田畑の状況	医療保健チーム
		応急復旧チーム

4 応急対策実施状況

収集する情報	担当チーム
①避難指示又は警戒区域の設定状況	企画チーム
②避難所の開設状況	避難所チーム
③避難生活の状況	避難所チーム
④食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況	物資チーム 上下水道チーム
⑤電気、上下水道、電話等ライフラインの復旧状況	情報チーム
⑥医療機関の活動状況	医療保健チーム
⑦救護所の設置及び活動状況	医療保健チーム
⑧傷病者の収容状況	医療保健チーム
⑨道路及び交通機関の復旧状況	応急復旧チーム

第3節 燃料の確保

東日本大震災では、ガソリンや重油、軽油、灯油などの供給が滞ったことにより、救急車や消防車をはじめとする公用車の運用や、**災害対策本部**での活動に支障が生じたことから、災害発生直後から、事業者と連携し、燃料の確保に努めます。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後	3時間	24時間	3日	7日	1ヶ月
		～ 3時間	～ 24時間	～ 3日	～ 7日	～ 1ヶ月	～
1 燃料の確保	後方支援チーム						
市の備蓄する燃料と協定締結先、県等から必要な燃料を調達し、発災後の時間帯を考慮し最大限の効果が得られるよう配分方針を迅速に企画します。							

関係資料

☛ 協定等一覧 P.144

2 主な連絡先となる関係機関等と役割

連携先	役割
三重県	燃料の調達、配送
協定締結先	燃料の調達、配送

第4節 受援体制の確立

伊勢市のみでは災害対応が不可能な場合、又は不可能と予想される場合、県、自衛隊、緊急消防援助隊、他市町及び防災関係機関等に応援要請を行い、人的支援及び物的支援を受入れます。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
1 応援要請	全てのチーム						
<p>伊勢市のみでは災害対応が不可能な場合、又は不可能と予想される場合、自衛隊、緊急消防援助隊、海上保安庁、他市町等に対しては県を通じ、県、防災関係機関、協定先企業、協定先自治体に対しては直接応援要請を行います。（基本法第67条、基本法第68条、基本法第68条の2）</p>							
被災市区町村応援職員確保 2 保システムに基づく応援要請	後方支援チーム、企画チーム						
<p>総務省、三重県と連携し、大規模災害発生時に伊勢市のみでは災害対応業務を実施することが困難等であると見込まれるときは、「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」（総務省等）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援を要請します。</p>							
3 応援の受け入れ	全てのチーム						
<p>人的支援及び物的支援を受入れ、応援機関等が円滑に活動できるよう、迅速な受け入れ態勢や活動体制の構築に努めます。</p>							
4 支援申し出窓口	後方支援チーム						
<p>各種支援の申し出の窓口を一元化し、支援申出者を支援が必要な関係者と迅速に結びつけます。</p>							
5 活動拠点の確保	企画チーム、消防チーム						
<p>自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点を、倉田山公園のほか、佐八車庫、大仏山公園、五十鈴公園、県営サンアリーナ、市営宇治駐車場に確保します。</p>							
6 応援を受けた場合の費用負担	後方支援チーム						
<p>他の市町村等からの応援を受けた場合には、対策実施に掛かった経費は伊勢市で負担します。なお、伊勢市が費用を支弁するいとまがない場合には一時繰替え支弁を求め迅速に対応します。（基本法第92条）</p>							

業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
7 受援状況の取りまとめ	後方支援チーム						
<p>応援職員の受入れ数、活動場所、庁内からのニーズに対する過不足等を把握し受援状況の進行管理を行う。</p>							
8 相互応援の強化	後方支援チーム、企画チーム						
<p>三重県と連携し、他自治体との相互応援協定締結にあたっては、近隣の自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との間での協定締結も考慮します。</p> <p>また、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地に位置付けるなど、必要な準備を整えます。</p>							
9 複合災害における応援要請	後方支援チーム、企画チーム						
<p>県及び関係機関と連携し、災害対応にあたる要因、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うとともに、外部からの応援を早期に要請するよう努める。</p>							

第3編
公助

関係資料

- ☛ 協定等一覧 P. 144
- 法律等に基づく応援協力の要請系統 P. 120
- 自衛隊派遣要請の系統図 P. 121
- 自衛隊災害派遣等要請様式 P. 478
- 海上保安庁応急措置等要請様式 P. 482

2 主な連絡先となる関係機関等と調整担当

連携先	窓口担当
三重県	企画チーム・情報チーム
自衛隊	企画チーム・後方支援チーム
緊急消防援助隊	消防チーム
災害医療支援隊	医療チーム
海上保安庁	企画チーム・情報チーム
応急危険度判定士	応急復旧チーム
ライフライン関係事業者	情報チーム
近隣市町	後方支援チーム
応援部隊及び他市町からの応援職員	後方支援チーム
協定締結先	各担当課、担当チーム

4 受援関係業務整理表

全てのチーム	協定に基づく人的、物的支援要請
	資格等が必要な専門ボランティアの受入れ、調整
企画	自衛隊への派遣要請、調整窓口
	広域緊急援助隊（警察）への支援要請、調整窓口
	国、三重県の現地災害対策本設置に伴う調整
	ライフライン関係事業者との調整窓口
	先遣隊との調整窓口
情報	応援要請等の記録
後方支援	支援申出窓口、担当チームへの引継
	各チームからの人的支援申出の受付
	三重県地方災害対策部へ応急対策に必要な人的支援要請
	三重県地方災害対策部へ応急対策に必要な物的支援要請
	自衛隊の派遣要請事務
	全国市長会への人的支援要請
	応援職員の宿泊場所のあっせん
	救助活動に係る経費の管理
	復興に向けた職員の応援要請、受入れ、連絡調整、管理
	各チームの応援要請、受援状況の集約
応急復旧	国土交通省職員の派遣要請
	国土交通省資機材の借用要請
	救助用資機材（重機等）の確保
物資	義援品の受入れ、管理
生活再建	防災ボランティアの受入れ調整
	NPO、NGOの受入れ調整
消防	緊急消防援助隊の支援要請
	自衛隊、広域緊急援助隊（警察）、緊急消防援助隊との救助に関する調整窓口
	臨時ヘリポートの運用
	近隣市町等の救助隊、消防団の受入れ